ヨナハ訪問看護重要事項説明書

令和7年5月1日現在

１．サービスの目的

ヨナハ訪問看護ステーションは、介護保険法等の関係法令及びこの説明書に従い、利用者の尊厳の保持を重視し、介護を必要な状態の軽減若しくは悪化の防止のためのサービスを提供します。さらに利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むこができるよう、訪問看護のサービスを提供します。

２．ヨナハ訪問看護ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話　　０５９４－４１－２４６０（直通電話）（午前8：30～午後5：00）
ＦＡＸ　　０５９４－４１－２４６２

３．事業者の概要

事　業　者　名	社会医療法人　尚徳会
代　表　者　名	理事長　伊佐地　秀司
所　　在　　地	桑名市さくらの丘１番地

４．ヨナハ訪問看護ステーションの概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

事　業　所　名	ヨナハ訪問看護ステーション
所　　在　　地	桑名市さくらの丘１番地
介護保険指定番号	訪問看護（三重県 2460190016）
サービス提供地域	桑名市、朝日町、川越町、木曽岬町、いなべ市、東員町、四日市市 ＊上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）職員体制

職種	員数	
管理者	１人	常勤・看護師兼務
看護師	５人以上	常勤換算 2.5 人以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	１人以上	必要に応じて配置

（３）営業日・営業時間

通常時間帯　　月曜日～土曜日　　午前９時～午後５時迄　（日・祝日休業）

＊　ご利用の方の訪問回数や訪問に要する時間、スケジュールは病状に合わせて、ご本人やご家族及び契約されている居宅介護支援事業者と相談の上決めさせていただきます。

＊　容態が急に増悪したり終末期の場合は、主治医より特別指示書が交付され、医療保険の訪問看護として２週間を限度に毎日の訪問が可能となります。

５．対象者

介護保険制度で要支援、要介護の認定を受けた方

６．サービス内容

① 健康のチェックと助言（血圧、体温、呼吸、脈拍など）
② 病状の観察と助言
③ 清潔のケア（清拭、シャワー、入浴介助、部分浴、口腔ケア）
④ 食事介助・調理形態に関する助言
⑤ 排泄のケア（浣腸、摘便、座薬、服薬コントロール）
⑥ 床ずれの予防や手当て
⑦ リハビリテーション
⑧ カテーテルの管理や指導（導尿、膀胱洗浄、経管栄養管理）
＊膀胱留置カテーテルの交換は、女性のみとなります。男性の場合は、状態に応じて施行させて頂きます。
⑨ 終末期の看護（ターミナルケア）
⑩ 心の健康チェック、精神的支援
⑪ 介護方法、介護用品、住宅改修等の相談と助言
⑫ 服薬、自己注射、自己導尿の管理や指導
⑬ 血糖の管理や指導・在宅酸素の管理や指導

７．個別サービス計画等

（１）当ステーションは、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿った「訪問看護計画書」作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。「訪問看護計画書」は原則として月１回又は計画内容の変更時に主治医へ提出します。

（２）当ステーションは利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合でその変更が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で可能な時は、速やかに「訪問看護計画書」変更の対応を行い、介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

８．サービス提供の記録等

（１）サービスを提供した際には、「訪問看護記録」等に必要事項を記入し、一定期間ごとにサービス提供の状況、目標達成の状況等について「訪問看護報告書」等の記録を作成し主治医に提出します。

（２）当ステーションは、「訪問看護に係る記録書」を作成した５年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

９．利用料金

（１）介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、その額の法令等で定められた負担割合とする。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

利用料 （介護給付）	・20 分未満	314 単位
	・30 分未満	471 単位
	・30 分以上 1 時間未満	823 単位
	・1 時間以上 1 時間 30 分まで	1,128 単位

利用料 （予防給付）	・20 分未満	303 単位
	・30 分未満	451 単位
	・30 分以上 1 時間未満	794 単位
	・1 時間以上 1 時間 30 分まで	1,090 単位
加算	・緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 単位
	・特別管理加算（Ⅰ）	500 単位
	・特別管理加算（Ⅱ）	250 単位
	・早朝・夜間加算(午前 6 時～午前 8 時)	25%
	・深夜加算(午後 10 時～午前 6 時)	50%
	・初回加算（Ⅰ）	350 単位
	・初回加算（Ⅱ）	300 単位
	・長時間訪問看護加算	300 単位
	・退院時共同指導加算	600 単位
	・看護・介護職員連携強化加算	250 単位
	・訪問看護サービス提供体制加算（Ⅰ）	6 単位
	・ターミナルケア加算(予防給付除く)	2,500 単位
その他 （実費負担）	・日常生活上必要な物品 ・衛生材料 ・死後の処置料・・・20,000 円（立会のみの場合は、30 分につき 1,600 円）	

＊　理学療法士等による訪問について

（注）理学療法士等の訪問については、看護業務の一環であり看護師の代わりに訪問させているという位置づけであるということ。
訪問看護計画書及び報告書は、看護師と連携をとって作成する必要があるため、**看護師の定期的な訪問が必要**になるということ。
をご了承ください。

（介護給付）1 回あたり 294 単位（1 回あたり 20 分）概ね 2 回
1 日に 2 回を超えて行った場合　10%減

（予防給付）1 回あたり 284 単位（1 回あたり 20 分）概ね 2 回
1 日に 2 回を超えて行った場合　50%減
利用が 12 月を超える場合　1 回あたり 5 単位減算

理学療法士等による訪問が、看護職員の訪問を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合は、1 回あたり 8 単位減算となります。

＊　上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

＊　「地域区分」により若干調整されますのでご了承ください。（1 単位＝10.42 円）

＊　キャンセル料・・・・2,100 円
利用者の都合により、当日予定していたサービスの利用を連絡なく中止する場合はキャンセル料をいただきます。前日の午後 5 時までにご連絡ください。

（２）交通費

前記 2 の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。

（３）料金のお支払い方法

毎月 15 日頃までに前月分利用料の請求をいたします。

A　銀行口座自動引き落とし

百五銀行･桑名三重信用金庫（翌月 20 日に引き落としさせていただきます）

上記以外の金融機関（翌月 27 日に引き落としさせていただきます）

＊　引き落とし日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引き落としさせていただきます。

＊　登録が完了するまでの間は現金集金させていただきます。

B　現金払い（前月利用料を翌月１回払い）

C　銀行振込み（期日までに利用者の方がお振込み願います）

１０．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、当ステーションにお電話でも結構ですのでご相談ください。主治医にご相談いただいても結構です。

訪問看護は、主治医が交付する訪問看護指示書に基づいて開始されるので、指示書交付後、契約を結びサービスの提供を開始します。

＊居宅介護計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）利用期間

サービスは、介護保険上の受給資格者であれば初回利用時の同意書提出をもって繰り返しサービスの利用をできるものとします。

（３）サービスの終了

①　お客様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

②　当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了１ヶ月前までに通知させていただきます。

③　自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設に入所をされた場合

・お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

＊この場合、条件を変更して医療保険で再度契約することができます。

④　その他

利用者がサービスの利用料金を遅延し催告にも応じて頂けない場合や、お客様やご家族などが従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

１１．緊急時の対応方法

現にサービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変などが生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと供に､速やかに主治医等への連絡を行います。サービスの提供がなされていない時に、利用者の病状の急変などが生じた場合には、必要に応じて、緊急訪問を致します。ただし、生命の危機の状態である場合は、直接主治医のいる病院へ連絡をしてください。

１２．災害発生時の対応

① 災害発生時の訪問看護のサービス提供は行えません。

② サービス提供時に災害が発生した場合は、最寄の避難所までの誘導を試みます。また、特別管理者の場合、病院の受け入れ状況を確認します。

１３，業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い､必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１４．衛生管理等について

すべての従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努め、ステーションにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

① 当ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 当ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１５，虐待の防止について

（１）当ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待防止のための次に掲げる措置を講じます。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

② 虐待防止のための指針を整備しています。

③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

④ 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定してします。

（２）サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

１６，身体拘束の禁止について

利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１７，ハラスメントについて

当ステーションは適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確

化等の必要な措置を講じます。

１８，サービスの内容に関する苦情・相談

① 当ステーションの苦情相談窓口

サービスに関する苦情・相談を承ります。

担当者：石田信乃　桜井治夫　（電話）0594-41-2460
（FAX）0594-41-2462

法人の第三者委員も設置しております。

ご相談の際は社会医療法人尚徳会事務局を通じて連絡を取らせて頂きます。

② その他

当ステーション以外に、お住いの市町村窓口に苦情を伝えることができます。

・桑名市役所：桑名市保健福祉部介護高齢課　（電話）0594-24-1489
・三重県国民健康保険団体連合会　（電話）059-228-9151
・三重県福祉サービス運営適正化委員会　（電話）059-224-8111

１９．損害賠償

当ステーションは、サービス提供にあったて利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

２０．秘密保持

（１）当ステーションは、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

（２）あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供することができます。

２１．訪問看護職員の資質向上

① 採用時研修　　採用後１か月～3 か月以内
② 虐待防止・権利擁護に関する委員会設置及び研修
③ 認知症ケアに関する委員会設置及び研修
④ 訪問看護に関連する研修

２２．その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

① 看護師等は、年金の管理、金銭の賃借など金銭の取り扱いはできません。
② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診察の補助を行うこととされています。それ以外の業務（食事、掃除等）をすることはできませんので、ご了承ください。
③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
④ ペットの管理は、利用者（飼い主）様の自己管理と自己責任において危険が生じないようご留意ください。